

平成 19 年度確定拠出年金関連法令に関する意見書

提出スキーム 内閣府規制改革会議が推進する下記を利用。

特区、規制改革集中受付月間」について <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/070914/070914momiji.pdf>

提出先 :内閣府規制改革 民間開放推進室

留意点 :実際の提出は所定の Excel 形式フォーマットを利用。記入量は 1 セル 500 文字以内。

1. 企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出制度の導入	
要望内容	企業型確定拠出年金において、事業主が拠出する掛金に加えて、加入者の希望により、加入者の自己資金も拠出する、いわゆるマッチング拠出を認めていただきたい。
要望理由	現行法では、企業型の場合、企業による拠出しか認められておらず、個人が上乘せ拠出できない。このため、企業の従業員にとって本制度は、私的年金制度というよりも従来からの企業の退職金制度に類似するという印象をもたれる傾向にあり、自ら資産運用を行う意識が低い加入者が多い原因となっている。自己資金も拠出することにより自助努力で運用する年金制度という意識が高まると考えられるため。
根拠法令	確定拠出年金法第 19 条
所管官庁	厚生労働省
2. 企業型確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ	
要望内容	現行の拠出限度額では、運用原資が不十分であるため、少なくとも平成 16 年度税制改正における厚生労働省案（企業型 66,000 円(他に企業年金無)・33,000 円(他に企業年金有)、個人型 66,000 円(企業年金がない厚生年金被保険者))を実現し、高齢期の生活を支えるのに十分な水準まで引き上げていただきたい。
要望理由	確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、平成 16 年度改正により引き上げが図られたが、企業が平成 24 年 3 月廃止予定の税制適格退職年金の移行先制度とするには、まだ限度額が低いのが実態である。現行の拠出限度額では、税制適格退職年金の移行先制度とするにもその一部が移行できるにすぎないため、他の制度との併用を余儀なくされ、制度移行及び導入後の負担が増すことから、企業実務者から魅力に乏しいとの指摘が多いため。 また、現在 40 代前半以下の世代では、公的年金の給付予定額が払込総額に満たないという試算もあるなかで、現行の拠出限度額では、年金というには運用原資の水準が低く、老後の生活保障の手段とするには不十分であるため。 <拠出限度引上額の根拠 - 厚生労働省平成 16 年度税制改正要望> http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/11/h1117-1j.html
根拠法令	確定拠出年金法第 20 条、確定拠出年金法施行令第 11 条
所管官庁	厚生労働省
3. 企業型確定拠出年金における制度移行時の資産移換の一括の容認	
要望内容	現行法では、事業主により退職給与規程の改正又は廃止が行われた年度の翌年度から起算して 3 年度以上 7 年度以内で均等に分割した額を順次移換することとされている。しかし、資産の移換方法を分割に限定するのは不合理であるので、一括移換も認めていただきたい。
要望理由	確定拠出年金への制度移行時の資産移換については、移換期間における脱退者の把握や退職給付債務計算に係る対応など事務負担が非常に大きいという声が多いため。また、資産移換時期が分散するのは、当該資産の運用機会に制限を設けていることとなり、加入者の利益を害しているため。
根拠法令	確定拠出年金法施行令第 22 条
所管官庁	厚生労働省

4.第2号被保険者から第3号被保険者への切り替え時点における確定拠出年金に関する取扱い	
要望内容	確定拠出年金を運用している第2号被保険者が、結婚退職して第2号被保険者の配偶者となった場合において、次のいずれかの選択を可能とさせていただきたい;(a)中途脱退として扱い、加入期間が3年超であっても脱退一時金として運用資産を引き出すことができること(b)個人型年金加入者の資格が得られること
要望理由	第3号被保険者は、加入期間が3年を超えた場合に中途脱退ができず、また、個人型年金加入者の資格もないため、未婚女性従業員が確定拠出年金の加入を敬遠する傾向にあるため。また、第3号被保険者は個人型年金運用指図者として年金資産運用を継続することとされているが、資産が少額であるケースが多い。こうしたケースでは、個人型年金運用指図者となっても運用意欲が続かず、運営管理に係る手数料分だけが目減りしていることが多いため。確定拠出年金制度導入企業における加入率の向上を図るならば、この要望事項は不可欠である。
根拠法令	確定拠出年金法第62条、同法附則第2条の2、同附則第3条、確定拠出年金法施行令第59条、同第60条、確定拠出年金法施行規則第38条
所管官庁	厚生労働省

5.法人の合併によって企業型年金が終了する場合の取扱い	
要望内容	企業型確定拠出年金を実施している法人が合併によって消滅する場合に、加入者に不利益が生じないようにしかるべき措置を講じていただきたい。
要望理由	事業環境の変化が激しい情報サービス産業では、企業の合併が積極的に行われる傾向にある。この合併によって企業型年金が終了する場合の取扱いに関して現行法では、加入者は個人型年金運用指図者となることを容認しているに過ぎない。しかし、存続する法人が確定拠出年金未導入の場合は、事業主が消滅法人の加入者のために掛金を拠出することができない。また、この場合、給付開始年齢に近い加入者は、個人型年金運用指図者となるよりも一時金としての受け取りを希望する者が少なくないと思われるが、一時金として受け取ると給与所得等と合算され一時所得として課税されることとなり、加入者が不利益を被ることになるため。この要望は、法人の合併は、加入者の意思と無関係に生じ、当該加入者にとって想定外の事態であるから、退職一時金と同じ位置づけとすることも必要との考えによる。
根拠法令	確定拠出年金法第45条第2項、同第47条第2項、同64条第2項、同法附則第2条の2、確定拠出年金法施行令第59条
所管官庁	厚生労働省

6.企業型確定拠出年金における脱退一時金の上限額の引き上げ	
要望内容	企業型確定拠出年金における脱退一時金の上限額を引き上げていただきたい。
要望理由	情報サービス産業は、ITエンジニア(情報処理技術者)が自らのキャリアを向上させる意欲に富む人材が集う業界であるため、雇用流動性が高く、若年層のみならず、中堅層においても中途退職者が多いという特徴がある。このため、企業型年金導入企業においても運用資産が低額に留まるものが多く、次の問題が生じているため； ・中途退職後において運用資産が低額では確定拠出年金の運用に関心をもたないため、国民年金基金連合会への強制移管者が増える原因となっている。 ・転職後に個人型年金運用指図者となっても、運用資産が低額では関心を持たず、運営管理に係る手数料分だけが目減りし、不利益を被る結果となっている。
根拠法令	確定拠出年金法第2条第5項、同第74条の2、同法附則第3条第1項第5号、確定拠出年金法施行令第60条第2項
所管官庁	厚生労働省
その他	情報サービス産業の平均勤続年数9年10ヶ月、平均中途退職者数38.6人：(社)情報サービス産業協会発行JISA会報No.77 36～37頁

7.運用商品の除外手続きの緩和	
要望内容	現行では運用商品の一部を除外したい場合に、当該商品購入者全員の同意が必要とされているが、事前に周知期間を設定した上で、特段の異論がなければ加入者全員の同意があったものとみなすことを認めていただきたい
要望理由	確定拠出年金向けの運用商品は徐々に充実しつつあり、事業主は、適宜、既存の運用商品の一部を除外し、新たな運用商品を追加することで、ラインアップの見直しを図っていくべきである。この見直しに関して、現行規定は加入者の同意を義務づけている。これは加入者の不利益変更を防止する趣旨で定められていると解するが、この見直しは、加入者が期待する資産運用を実現するために実施するものであり、不利益変更には当たらないため。さらに付け加えれば、近年新たに設定された確定拠出年金向けの運用商品は従来のものと商品性が変わらずに信託報酬が低廉なものが見受けられる。運用商品の除外が容易になれば、事業主としては、こうした商品への切り替えにより、加入者の運用コスト負担軽減を図りたいため。
根拠法令	確定拠出年金法第 26 条、確定拠出年金法施行規則第 20 条の 2
所管官庁	厚生労働省

8.確定拠出年金資産の中途引出要件の緩和	
要望内容	自然災害時及び経済的困窮時等のやむを得ない場合には、しかるべき課税を行った上で、年金支給開始以前の運用資産の取り崩しを認めていただきたい。
要望理由	年金支給開始時まででは長期間に及ぶため、中途引き出しが認められない現状では、確定拠出年金導入にあたっての不安が大きく、確定拠出年金導入時に確定拠出年金と退職金前払いとの選択制を採ると、後者を選択する者も多いのが実態であり、確定拠出年金普及の障害になっているため。そこで、「運用時非課税、給付時課税」といふ金の原則をふまえ、原則に対するペナルティとして一定の課税がなされることを条件とする運用資産の中途引出を要望したい。
根拠法令	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、確定拠出年金法施行令第 59 条、
所管官庁	厚生労働省

9.継続教育の企画実施を目的とした事業主による加入者の資産運用状況の把握	
要望内容	<p>確定拠出年金法は、事業主に対し、企業型年金加入者の資産運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に必要な措置を講ずるよう努めることをもめているが、加入者の資産運用に資する投資教育を適切に行うためには、当該加入者の資産運用の状況を把握することが必要である。これに関して、加入者の資産運用に関する情報は、業務再委託先の記録関連運営管理機関が管理しており、個人情報の開示に同意があった加入者のデータに限定して、事業主は入手することが可能とされている。</p> <p>しかし、同意があった加入者の情報をもとに作成された資産運用に関する情報では、規約全体の加入者の状況を適切に表しているとはいえず、事業主が確定拠出年金導入後の継続的な投資教育(いわゆる継続教育)を企画する上では甚だ不十分である。</p> <p>そこで、事業主が継続教育の企画実施を目的とする場合には、加入者全員の同意を得ていなくても、事業主は、当該記録関連運営管理機関から加入者個人が特定できない程度に集計加工した情報を入手可能とすることを認めていただきたい。</p>
要望理由	要望理由は、事業主の責務としてされている投資教育を実効性あるものとして実施するためである。これに関して、昨年度の要望では、要望内容に具体性を欠いていたことから、加入者の利益を害する恐れがあるとのコメントを得ることとなったため、今回はストレートに加入者の資産運用に資する継続教育の提供という点に絞って要望することとした。
根拠法令	確定拠出年金法第 22 条、同第 43 条第 2 項、確定拠出年金法施行令第 7 条、平成 13 年 8 月 21 日付厚生労働省年金局長通知(年発第 213 号)第 6 行為準則に関する事項 2.(1)
所管官庁	厚生労働省

10. 帰国した外国人企業型加入者に対する脱退一時金の取扱い	
要望内容	情報サービス業界では近年外国人技術者の雇用が進み、企業型確定拠出年金を導入した場合に当該外国人技術者も加入者となるが増加している。しかし、当該外国人加入者の多くは、退職時の通算拠出期間が短期で個人別管理資産の額も僅少であり退職時(資格喪失時)には脱退一時金の支給を請求することができるが、これを行わずに既に帰国していることが多い。この場合、事業主が当該加入者本人に、直接、脱退一時金支給の請求を促すことは容易ではなく、また、帰国先住所の書類記載を認めないなど記録関連運営管理機関の対応も不十分であるため、当該脱退一時金が宙に浮きかねない状態にあるのが実情である。そこで、こうした実態の解消を図るためのしかるべき措置を講じるように要望する。
要望理由	事業主としては資格喪失の手続を終えた時点で、当該加入者に対する確定拠出年金関係事務を終了したといえるが、道義的責任が残ると考えているため。
根拠法令	確定拠出年金法第 11 条第 2 項、同附則第 3 条第 1 項、同第 3 項、同法第 64 条第 2 項、
所管官庁	厚生労働省